

豊田市空家解体促進費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、豊田市空家解体促進費補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、倒壊又は建築材等の飛散のおそれのある危険な空家の解体工事を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、もって市民生活の安全・安心と良好な生活環境を確保することを目的とする。

(補助対象の空家)

第3条 補助の対象となる空家は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家特措法」という。）第2条第1項に規定する空家等のうち、建築物に附属する工作物及びその敷地を除く建築物であって、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 豊田市内にあること。
- (2) 1年以上使用されておらず、延べ床面積の2分の1以上が居住の用に供されていたものであること。ただし、長屋又は共同住宅の場合は、全戸において1年以上使用されていないものであること。
- (3) 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅であること。
- (4) 木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又はコンクリートブロック造のいずれかであること。
- (5) 所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし、所有権以外の権利が設定されている場合であっても、当該権利の権利者が空家の解体について同意している場合は、この限りでない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者

ア 空家を所有している者。ただし、空家が共有である場合は、当該空家の解体について共有者全員の同意があること。

イ 空家の相続人であり、第12条に規定する交付申請の際に誓約書（様式第6号）を提出することができる者。

- (2) 解体工事を行おうとする空家が、都市計画法（昭和43年法律100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に違反していないこ

と。

(3) 解体工事を行おうとする空家が、空家特措法第14条第3項に基づく命令を受けていないこと。

(4) 豊田市税を滞納していないこと。

(補助対象者の適用除外)

第5条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者とししない。

(1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）。

(2) 暴力団法第2条第2号に基づく暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。

(補助対象工事)

第6条 補助金の交付対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす工事とする。

(1) 補助対象者が解体業者に依頼して行う空家の解体工事で、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施するもの。

(2) 敷地内のすべての建築物及びそれに付随する工作物、立木等を除却し更地とするもの。ただし、やむを得ない事情で残置する隣地所有者と共有している囲障についてはこの限りではない。

(3) 他の制度等に基づく補助金等の交付を受けていないもの。

(補助対象経費)

第7条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が解体業者に支払った補助対象工事に係る費用のうち、対象となった空家の解体に係わる費用（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とする。ただし、補助対象経費が国土交通大臣が定める標準建設費のうちの除却工事費（以下「標準除却費」という。）を超える場合は標準除却費とする。

2 前項に規定する国土交通大臣が定める標準建設費は、補助金の交付の決定をした際における標準建設費を使用するものとする。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額とし、52万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(判定申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助金交付申請前に不良

住宅判定申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）空家の案内図

（不良住宅の判定）

第 10 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、現地調査を行い、当該空家が第 3 条第 3 号に定める不良住宅に該当するか否かを判定するものとする。

（判定結果の通知）

第 11 条 市長は、前条の規定による判定をした場合は、判定結果を第 9 条の申請をした補助対象者に不良住宅判定結果通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

（交付申請）

第 12 条 前条の規定により、不良住宅に該当する旨の通知があった補助対象者で補助金の交付を受けようとする者（以下、「交付申請者」という。）は、豊田市空家解体促進費補助金交付申請書（様式第 3 号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（1）空家の使用状況報告書（様式第 4 号）

（2）登記事項証明書の写し又は所有者を確認できる書類

（3）解体業者の見積書の写し

（4）同意書（様式第 5 号）（第 4 条第 1 号アただし書に掲げる者に限る。）

（5）誓約書（第 4 条第 1 号イに掲げる者に限る。）

（6）補助金振込先金融機関の口座名義人、口座番号等が明記されている通帳等の写し

（7）その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第 13 条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容の審査を行い、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において交付の決定をし、その旨を豊田市空家解体促進費補助金交付決定通知書（様式第 7 号）により交付申請者に通知するものとする。

（補助対象工事の契約）

第 14 条 前条の規定による補助金の交付の決定前に補助対象工事の工事請負契約を締結した場合は、補助金を交付しない。

（補助対象工事の変更等に係る申請）

第 15 条 第 13 条の規定による通知を受けた交付申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象工事の計画変更（廃止及び中止を含む。）をする場合は、直ちに豊田市空家解体促進費補助金変更申請書（様式第 8 号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、第 12 条に掲げる書類のうち、当該変更に係るものを添付しなければならない。
- 3 市長は、第 1 項に規定する申請書の提出があった場合は、補助金の交付の決定の内容を変更することができる。
- 4 市長は、前項に規定による変更を行った場合は、その旨を豊田市空家解体促進費補助金変更決定通知書（様式第 9 号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告書）

第 16 条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、工事が完了してから豊田市空家解体促進費補助金実績報告書（様式第 10 号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1）補助対象工事の工事請負契約書の写し又は注文書及び請書の写し
- （2）補助対象工事に係る請負代金を支払ったことを証する書類の写し
- （3）工事写真（工事着手前及び工事完了後のもので敷地内が更地となっていることが確認できるもの）
- （4）その他市長が必要と認める書類

- 2 前項に規定する報告書は、補助事業完了の日から起算して 30 日を経過する日又は第 13 条に規定する交付決定を受けた日の属する年度の 2 月末日（末日が閉庁日に当たる場合は直前の開庁日）までのいずれか早い日までに提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 18 条 市長は前条第 1 項に規定する報告があったときは、その内容を審査のうえ、交付すべき補助金の額を確定し、交付決定者に対し、豊田市空家解体促進費補助金確定通知書（様式第 12 号）を通知するものとする。

（補助金の交付）

第 19 条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに請求書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求書に基づき、交付決定者に補助金を交付するものとする。ただし、豊田市耐震等関連事業に係る補助金代理受領に関する事務取扱要領に定めるところにより、補助金の受領を事業者へ委任する場合は事業者に補助金を交付する。

- 3 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者及び共有者の同意を得た上で、法人・任意団体等の場合は市税の収納状況を、個人・個人事業主等の場合は住民基本台帳の閲覧及び市税の収納状況を確認することができる。

（補助金の返還等）

第 20 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若

しくは一部を返還させなければならない。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金の交付決定内容、当該決定に付した条件その他法令又はこの要綱の規定に違反したとき。
 - (3) 第16条第2項に規定する期日までに実績報告書を提出しなかったとき。
 - (4) 第5条各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき。
 - (5) その他市長が補助金の交付を不適當と認めたとき。
- (その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

<参考：改正の経過>

令和6年4月1日

令和7年4月1日